

記者発表資料
平成30年11月28日
農林水産経営支援課金融班
担当：田村，酒井
内線：2756
nosuikeikin@pref.miyagi.lg.jp

平成30年台風第24号被害に対する農林業経営サポート資金の取扱いについて

平成30年台風第24号（平成30年10月1日に宮城県に接近）による農作物や農業施設などの被害を受け、経営の維持・安定に向けた資金を必要とする農林業者を支援するため、「農林業経営サポート資金」（県制度資金）を、融資機関等と連携して無利子で融通することとしました。また、同資金に関する相談窓口を設置します。

記

- 1 対象者 台風第24号により農林業経営に影響が生じている農林業者
- 2 資金使途 当面必要な人件費，種苗購入費，購買未払代金等の支払に要する経費等の短期運転資金
- 3 貸付条件
 - (1) 貸付限度額 個人150万円（ただし農林業所得が総所得の過半を占める個人については300万円），法人500万円
又は指定災害による農林業被害額のいずれか低い額
 - (2) 貸付利率 無利子
 - (3) 償還期間 1年以内
- 4 借入申込期間 平成30年12月3日（月）から平成31年2月28日（木）受付分まで
※貸付実行は平成31年3月29日（金）までに実施
- 5 取扱金融機関 J A仙台，J Aみやぎ亙理，J A名取岩沼，J A岩沼市
J A加美よつば，J Aいわでやま，J Aみどりの，J A栗っこ
J Aみやぎ登米，J A南三陸，J Aいしのまき
- 6 農林業サポート資金に関する相談窓口の概要
 - (1) 設置期間 平成30年11月28日（水）から平成31年3月29日（金）まで
 - (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）
 - (3) 受付窓口 農林水産部農林水産経営支援課（電話 022-211-2756）
大河原地方振興事務所農業振興部（電話0224-53-3289）
仙台地方振興事務所農業振興部（電話022-275-9250）
北部地方振興事務所農業振興部（電話0229-91-0718）
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部（電話0228-22-2268）
東部地方振興事務所農業振興部（電話0225-95-7115）
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部（電話0220-22-3535）
気仙沼地方振興事務所農業振興部（電話 0226-24-2534）
 - (4) 受付内容 ① 農林業経営サポート資金の内容，手続きに関すること
② 農業経営の改善支援等に関すること

以上